

自然公園法の概要

目的(§1)

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。

国立・国定公園区域指定等 (§5, 6)

公園計画 (§7, 8)

保護又は利用のための規制又は事業に関する計画

規制に関する計画

保護規制

利用規制

事業に関する計画

公園事業に関する計画

保護施設

利用施設

生態系維持回復計画

特別地域の指定等

公園事業の決定 (§9)

生態系維持回復事業計画の策定 (§38)

地域指定と保護 (§20~22, 33)

特別地域	特別保護地区	原生状態を保持	行為の施は許可制
	第1種特別地域	現在の景観を極力維持	
	第2種特別地域	農林漁業活動について努めて調整	
	第3種特別地域	通常の農林漁業活動は容認	
海域公園地区		海域の景観を維持	届出制
普通地域		風景の維持を図る	

公園事業

- (利用のための施設)
- ①道路・橋
 - ③宿舎・避難小屋
 - ④休憩施設・展望施設・案内所
 - ⑤野営場・運動場・スキー場等
 - ⑥車庫・駐車場・給油施設等
 - ⑦運輸施設
 - ⑧給水施設・排水施設・医療救急施設・公衆浴場・公衆便所等
 - ⑨動物園・水族館・博物展示施設
- (保護のための施設)
- ⑩植生復元施設・動物繁殖施設
 - ⑪砂防施設・防火施設
 - ⑫自然再生施設

- 事業の目標
- 事業を行う区域
- 事業内容
- ・生態系の状況の把握及び監視は生育環境の維持又は改善
 - ・生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ・生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ・生態系の維持又は回復に資する普及啓発研究など

行為規制

利用調整地区 (§23~31)

公園事業の執行 (§10~18)

生態系維持回復事業の実施 (§39~42)

管理計画

- ・管理の基本方針、公園事業及び行為許可等の取り扱い
- ・保全対象や野生生物の保護管理等保全に関する事項
- ・利用指導や普及啓発、安全対策等利用の推進に関する事項

管理計画：自然環境局長通知に基づき、管理計画区（自然環境の特性、利用実態等により1つのまとまりとして整理される区域）ごとに地方環境事務所長が策定。